

午後 1 時 00 分開議

火 爪 弘 子 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

山崎副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪委員。あなたの持ち時間は60分であります。

火爪委員 日本共産党の火爪弘子でございます。

まず、今議会では、米価高騰に関連する質問が多く出され、県産米のさらなる増産を提言する意見もありました。しかし答弁は、国の検討内容を注視してまいりたいとか、数量配分を見守ってまいりたいなど、全体として国待ちの残念なものだったと思っています。

そこで、私からも1問、米不足の原因と今後の増産にどう対応するのか、知事に伺いたいと思うのです。

異常な米価高騰を招いた最大の要因が、米の生産量不足にあったことは明らかです。コロナ禍を理由に、2021年、22年の2年間で、全国的に50万トン分の生産調整、減産が進められ、コロナ後の需要の増加に生産が追いつきませんでした。その結果、昨年6月までの1年間に供給された米の量は、需要量より44万トンも少なくなりました。さきの安達委員の一覧表が大変参考になると思います。

米の民間在庫量も3年前から前年割れが続き、昨年6月には、適正量と言われている200万トンを下回る153万トンまで減少しました。もし、そのときに政府が米不足を認めて備蓄米を放出していれば、こんな事態にはならなかったはずです。政府は2025年産米の増産にもまともに取り組みませんでした。

政府が米不足を認めることは、これまでの農政の失敗を認めることになるのかもしれませんが。農業、米生産が基幹産業である富山県が、国の対応待ちではなく、来年度に向けて米の増産に積極的に取り組む立場で、国を動かすことが大事だと思います。国に、

家族経営を含め多様な形態の米農家に対し、戸別所得補償制度の復活など、生産費に見合う収入を保障し、備蓄米などの活用を含め市場価格の安定を図るよう強く求めるべきです。米不足を理由に外米の輸入拡大に踏み切るなどは、絶対にあってはなりません。

知事の見解を伺っておきたいと思います。

新田知事 お米は言うまでもなく私たちの主食であり、僅かな供給量の変化でも価格が大きく変動するため、今回のこの一連の騒動では、市場に出回る供給量が減少し米価の高騰を招いた一方で、コロナ禍においては外食などの需要が大変に減ったため、米価が大幅に下落したところでした。こうしたことを踏まえると、改めて米価の安定には需要に応じた米の生産が重要と考えます。

米の増産については、国の令和7年産米の作付見通しによりますと、生産量は前年産を約40万トン上回ると見通されています。さらに、今年2月以降、約80万トンの政府備蓄米売渡しや輸入米の入札前倒しなど、大幅な供給過剰を懸念する声もあります。

米は全国的な需給により価格が形成され、県産米は約7割が県外流通していることから、生産量については、国が示す需給見通しを踏まえて、県農業再生協議会の場などで協議してまいりたいと思います。

それぞれの都道府県が自前の考え方で増産・減産などを決めていきますと、国全体としての需給量がとても不安定になるのではないかということを、私は懸念をします。

また、今般の米価上昇の要因には、需給見通しの精度、正確さに対する指摘もあります。米の安定供給等実現関係閣僚会議において、原因検証が進められていると理解しております。また、農林水産省では、収穫量調査の精度向上や、米の流通実態を明らかにするための在庫量調査を行うとされています。

この閣僚会議において、米の安定供給に向けた対応策が検討されるほか、農林水産省においても、令和9年度からの水田政策の

根本的な見直しに向けた検討が進められ、今年度中には骨子案が示されると理解しております。その際には、米が供給過多になった場合の対策についても示されるものと考えています。

国の検討状況も注視しながら、必要に応じて提案・要望するとともに、生産者が意欲を持って営農できる施策を検討し、来年度策定予定の農業・農村振興計画に盛り込んでまいります。

国頼みという大変厳しい御指摘でしたけれども、やはり国としてトータルの需給を見通していただくということは、私は大切なことだと思っております。

また、改めて市場価格の調整をすればどうかという御提案もありましたけれども、米の価格というのは、私は需給状況により市場で決定されるものと思っております。今回の政府備蓄米の売渡しはあくまで緊急的な対応として行われたと承知しております。政府備蓄米により市場価格を調整することが安易に行われ始めますと、食糧法に定められた制度趣旨になじまないのではないかと思います。

なお、今回の措置については、先ほどの安定供給等実現関係閣僚会議において、備蓄米の売渡し対応についても検証するということになっていると理解をしております。

火爪委員 積極的に国を動かす米生産県の気概と提案が必要だということを強調いたしました。今後、何を国に要望していくのかということを伺ったわけで、それについては具体的な話がありませんでしたけれども、ぜひ、先ほどの副知事の答弁もありましたけれど、県内の農家の実態と思いによりしっかり心を寄せて、国の農政を動かす気概で取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。高校再編と教育問題です。

新時代とやまハイスクール構想検討会議の会長に新田知事が座り、議論の重要な部分が非公開となっていることに批判の声が上がっております。教育基本法の目的は、先日の岡崎委員の質問に

もありましたように、全ての子供たちの人格の完成であり、経済成長など大人社会に役立つ人材の育成は、結果でこそあれ、直接の目的であってはなりません。

本来、有識者や現場の教職員、保護者などで組織される検討会は、予算執行権を持つ知事などの執行機関とは別に組織され、その提言に基づいて知事が具体化するのが通常です。しかし、今回は、知事のもとで検討組織と総合教育会議が統合し一体となり、大規模校の在り方など重要なことを県民、教職員、保護者に見えない形で、非公開で議論をしています。いまだにどんな議論が行われ、どんな大規模校をつくりたいのかが見えません。

どのような教育内容を目指すのかが第一で、規模や学校数はその次にという、これまでの県の方針はどうなったのでしょうか。学校現場も、保護者も、県民も、置き去りになっているのではないのでしょうか。

教育問題の最初に、この検討会議の在り方について、知事の見解を伺いたいと思います。

新田知事 今般の県立高校の議論ですが、ちょっと振り返らせていただきますと、令和3年度以来、多くの声をお聞きし、それらの御意見を一旦整理して、一定の方向性を示した上で、さらに御意見をお聞きし議論を深めるというサイクルで進めてまいりました。

昨年度も、4学区でのワークショップを3回、それから意見交換会を2回、2回りですね、そして高校生へのアンケートや意見交換、パブリックコメントなど、従来の再編以上の多様な方法で御意見をお聞きしながら議論を重ね、新時代とやまハイスクール構想基本方針として取りまとめたところでございます。何か全てにおいて密室で行われているような物言いは、ちょっと残念に聞こえました。

具体的な高校づくり案の検討を行う、今立ち上げました構想検討会議ですが、前回、令和2年の再編時の検討組織のときと同様

ですけれども、検討段階の議論が公になることで、高校生や保護者をはじめ県民の皆さんに不安や混乱を生じさせるようなおそれがあるという場合、会議の公正を保つ必要があるという場合、これらの場合には、委員の協議により一部公開しない形で開催をすることにしております。そのように要綱にうたっております。

また、メンバーは学識経験者、経済界、学校関係者、保護者の代表のほか、今回私を含む総合教育会議の委員も加わりました。これにより、基本方針をまとめるまでの議論の継続性を担保し、より議論を深めることができ、また、意思決定のスピード感を高めることも可能になると思ひ、そのような体制にしました。

今後は、構想検討会議で各期、3つの期に分けておりますが、各期に開設する高校の方向性と大規模校の設置方針に関する方向性を検討します。そして、公開の場である総合教育会議でそれらを整理した具体的な案を固め、議会での議論なども踏まえて、構想の実施方針として取りまとめたいと考えております。その後、第1期の学校の検討を進めて、年度内に一定の方向性を出したいと考えておりまして、引き続き丁寧に議論をします。

火爪委員 全て非公開などと言っておりません。大事なところを非公開にしている。「公開することで不安が広がる可能性」とおっしゃいましたが、見えないからこそ不安が広がっているということも分かっていたきたいと思います。

ワークショップなどのお話がありましたけれども、大規模校については、それらワークショップ、それから県議会でも、少なからぬ反対意見がありました。にもかかわらず、数の記述を取っただけで、基本方針にこの大規模校の設置が入ってしまいました。検討会議になってから2か所と書いたのに、1か所がいいんじゃないかなどという議論が引き続き出てまいりまして、拙速にまとめた弊害が露呈をしていると思ひます。

埼玉県立伊奈学園高校のような総合選択制が挙げられておりま

すけれども、この学園高校の様子をうかがいますと、大学で体験できるような2年、3年の選択制カリキュラムの編成であり、私は何も急ぐ必要はないと思います。

しかも伊奈学園は、1学年20クラス、40人学級にすれば800人です。それだけの規模と膨大な予算をかけて、環境整備もしてきたからできるのではないのでしょうか。中途半端な規模と構想での設置には無理があると思います。何よりも、相当な予算と労力、人員配置が必要になり、強行すれば他の県立高校の予算や人員に必ずしわ寄せが行くことになるでしょう。

また、全県から生徒をそれだけ集めることになり、交通費や通学時間で生徒たちの負担は重く、競争教育にも拍車がかかります。小中学校のときから競争教育の中で、子供たちのストレスはさらに大きくなるでしょう。

また、大規模校で先生の数が増やせると言いますが、それで先生の質が上がるわけではないと思います。現在の学科をベースにそのまま充実を検討し、先生を増やし、多忙化を解消するほうが得策だと考えます。

大規模校設置を決めてしまうべきではないと思いますが、改めて知事に伺っておきたいと思います。

新田知事 これまでの議論も長くこういう議論をしておりますが、火爪委員の基本的なお考えは小さいほどいいというふうなことではないかと思っております。

それにはなかなか反したことになっているのかもしれませんが、高校生と教員へのアンケートを何度も取っております。いずれも学習内容を選択できる仕組みがある学校を望む声が最も多く、生徒の多様な選択肢の確保を求める声は大きいんです。これが現実の子供たち、それから先生たちの声です。ということは御理解いただきたいと思います。

そのため、基本方針では、今後必要と考えられる教育内容を8

つの類型をお示ししたと思いますが、そのような形で教育の内容についても示させていただいております。

そして、大規模、中規模、小規模、それぞれの規模の学校にこの8つの教育内容を組み合わせて県内にバランスよく配置する。もちろん通学時間のこと、それから通学距離のことも考えなければなりません。バランスよく配置をしていこうという方針です。

そして、1学年320人以上の我々で言う大規模校は、東西各1校ずつ配置する案としています。大規模校については、多くの科目からの選択履修が可能で幅広い学びができる、教科ごとに充実した教員配置ができ、教員の資質向上と生徒の深い学びにつながる、様々な部活動の設置や多彩な学校行事が可能で、学校の魅力と活力の向上につながる。これらの面で、私たちとしては魅力があるのではないかと考えております。

今月の構想検討会議では、1学年20クラスの埼玉県立伊奈学園総合高校を視察された委員の皆さんから、科目や部活動など多様な選択肢がある教育環境で、生徒の皆さんは活気にあふれていたとの報告がありました。また、先生方同士が切磋琢磨する姿もよく見えたという感想もありました。

子供たちが多様な考え方に接することで、他者と協働して社会参画できる力を高めるヒントがあると感じたところです。

また、大規模校のメリットを最大限に生かすために、より大きな規模の学校を県内に1校設置してはどうかとの意見も出されました。何も当初の方針がいいかげんだったわけではなくて、いろいろな話合いの中でそういった意見も出てきたので、もちろんそれにはしっかりと耳を開いていこうという姿勢は御理解いただきたいと思います。

今後、まずは将来の姿を描く上でポイントとなる大規模校の設置方針を固めた上で、中規模校や小規模校も含めた議論を行うこととしています。

なお、大規模校を優先しているということではなくて、大規模校については校舎も新築を考えておりますので、そういった意味で、場所のこと、あるいは設計などのことで、早めの意思決定が必要ではないかということで御理解いただきたいと思います。

それから、予算や体制を大規模校に集中投資すれば、ほかの学校への予算や人的配置が薄くなるのではないかという御心配なのかもしれませんが、学校の規模にかかわらず、全ての学校が円滑に運営できるように、予算や人的配置についてしっかりと私の立場で目配りしていくということは当然のことと考えております。

火爪委員 私どもの意見も丁寧に聞いていただきたいと思います。

学校が小さければいいと言っているわけではありません。私の質問をちゃんと聞いていただければ、そこら辺ぐらいいは分かると思います。

それから、現場の先生たちの声はこうなんだっておっしゃいましたけれども、今回の会議に現場の先生は入っておりません。

それから、現場の先生を代表している組織の一つである高等学校教職員組合は反対の声明を発出しております。現場の声が置き去りにされているという意見は大きいということを伝えておきたいと思います。

知事は、子供の選択肢を増やすことが大事と言われました。そうであるならば、なぜ地元の高校に通いたいという子供の選択肢を奪うようなことをするのでしょうか。ゆつたりと地元の高校に自転車に通いたいという子供は多いし、そして、それに共感をする保護者は少なくありません。

私もそうでした。地元の高校を娘と一緒に選択をいたしました。それが自然だと思っている保護者はたくさんいると思います。

私は、改めて市町村に1つしかない県立高校、また、富山市でいえば合併前の町部の学校を最大限残す、こういう取組をしていただきたいと思います。

小規模校ほどいいと言っているのではありません。地元の高校がもし小規模になっても、県の財政をそういうところに優先的に投入して、魅力ある教育実践を小規模校でも保障してほしいと言っているわけです。見解を伺います。

新田知事 議論に現場の先生がいないのではないかという話でしたが、先ほども申し上げたように、昨年度開きましたワークショップや意見交換会では本当に多くの先生方が参加してくださり、貴重なお休みの開催も多かったのですが、貴重な休みを使って先生方にも出ていただき、本当に様々な御意見を頂いたところでございます。それはぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、学校の主体というのは、もちろん、こどもまんなか、子供たちが一番ですが、あわせてやはり先生方も、もう一方の主体だということは何度も言っているところでございます。教員の皆さんの声ももちろん大切です。

現在、実は新しい動きもありまして、県立高校の10名ほどの若手教員の皆さんが自主的に研修グループを立ち上げられて、これからの高校教育や基本方針などについて活発に意見交換をされて、今後提言をまとめていただけると聞いています。こうした県立高校の在り方について、現場の教員が自分事として議論された成果も大いに参考にして、今後の検討の糧にしていきたいと考えております。

今後、構想検討会議での議論を整理しまして、総合教育会議で具体的な案を示した以降は、またこの県議会の間をはじめ、いろいろな場面で様々な御意見を頂くことになると考えております。そうした御意見も踏まえて、実施方針として最終的に取りまとめていきたいと考えております。

火爪委員 知事、ありがとうございました。

今の、決める段階での構想検討会議に、OBの先生はいますが、現場の先生が入っていないわけですよ。いろいろ意見を聞いてい

るけれども、結局、知事が座長になって、大事なところを非公開で、現場の先生たちを置き去りにして決めてしまおうというふうな姿勢に対して、やはり強い不安と異論の声が上がっているということをぜひ承知いただきたいと思います。

さて、今年も6月から猛暑の日が続いております。県立高校体育館へのエアコン設置は、ようやく特別支援学校13校への設置が動き出したところであります。特別支援学校への設置完了はいつになるのでしょうか。他の県立高校もその後としないで、並行して工事が進むようにしてほしいと思います。というのは、今回全ての県立高校が再編対象校などとされたために、その方針が決まるまで本格的施設整備は見合わせるなどとされていないかが大変心配だからであります。

今年度の県立高校の施設整備などに充てる事業費が21.8%減らされたと聞きました。県立高校体育館の空調設置の促進と校舎の補修整備、維持管理に今後どう取り組むのか、教育長に伺います。

広島教育長 県立学校の体育館への空調整備ですけれども、まずは、体温調節が困難な児童生徒が多く在籍します県立特別支援学校の体育館への空調整備を優先して進めることとしておりまして、今年度中に基本設計を実施し、令和9年度までには整備完了を目指していきたいと考えております。

一方、県立高校の体育館につきましては、今年度は基本的な方向性や枠組みを定めた整備方針を固めたいと考えております。この整備方針では、体育館使用時における目標室温、稼働日数などの条件設定や整備期間のほか、整備が完了するまでの間の熱中症対策をどうするかといったような基本的事項を整理してまいります。

これと並行しまして、各校体育館の現地調査も実施しながら、構造や規模、既存の空調・電気設備の状況、避難所指定の有無なども把握した上で、整備方針に基づき導入や維持に要するコスト

の分析、冷暖房効果、断熱・遮熱対策を行う範囲などの基本設計に取りかかっていきたいということになります。その後、順次、空調設置工事を実施していくこととなりますが、できる限り効果的かつ合理的な整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

火爪委員 21.8%減。全ての高校を再編対象としたということを理由に、各高校の施設整備を見合わせるとか、先延ばしにするということとは絶対にありませんね。

廣島教育長 今年度の予算の件かと思います。令和6年度が約81億円、令和7年度が63億円ということで、約17億円、21%の減ということかと思います。

この減少の内訳を申しますと、高校再編に係る解体工事が完了したところ、これは旧泊高校、旧高岡西高校、これが約7億円減っております。純減です。長寿命化改修工事も、たまたま今回富山いずみ高校、砺波工業高校が減って約5億円といったようなこと、ここで12億円減っております。

こうした減があるわけですが、参考までにこの高等学校事業費というのは、ここ数年で見てもみますと大体60億円から80億円で予算が推移しているというような状況で、今年、この前に説明したような要素もあったということは御理解いただきたいと思います。

火爪委員 総額でしっかり確保して、解体がなくなったら、その分をいろいろ使えるようにしていただきたいと思います。現場ではそういう説明がされておりますので、やはりしっかり確保するという県教委の方針を現場にも伝えていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、富山地方鉄道への支援の在り方について伺っておきたいと思います。

富山地鉄の鉄道線に対する支援の在り方については、富山市の森元市長が、地元紙の特集記事で「経営難を訴えながら行政に支

援を求める地鉄のやり方には違和感がある」と述べています。

先日、学習会の講師をお願いした日大名誉教授の桜井徹先生も、「地鉄への支援は、経営危機にあるから」とか、「もうもたないから」などと言われて行うのではなく、あくまで県民の交通権の確保、利便性向上による持続可能性の探求のために行うことへの共通認識が大事だと指摘をされております。

桜井先生は、富山地方鉄道が定款で、富山地方交通圏の健全なる有機的発展を期すと明記していることを高く評価をされるとともに、「近年は減便などによる負のスパイラルに落ち込んでいる危険性がある。経営指標の公開姿勢も不十分だ」と指摘をされました。

また、支援を急ぐにしても、会社全体では黒字を計上しており、落ち着いた丁寧な検討が必要だとも指摘をされました。

富山地鉄に県がどんなアドバイスをしてきたのかを含めて、知事の見解を伺います。

新田知事 昨年まとめました富山県地域交通戦略、この精神を本当に理解いただいて、応援を頂いたと今思って聞いておりました。

この地域交通戦略では、全市町村に鉄道が通るという本県の強みを生かし、鉄軌道や駅を中心にあらゆるサービスが一つにつながるネットワークを県全体で形成し、持続可能で最適な地域交通サービスの実現を目指すべき姿として明確にしています。まさに、今、委員がおっしゃったとおりです。

また、自治体の役割を、経営が厳しい理由による赤字補填ではなく、交通事業者の経営の範囲を超えるものの、その地域が必要と考えるサービスレベルの確保・向上について投資により実現するとしています。

地鉄の定款に定める富山地方交通圏の健全なる有機的発展を期することの紹介がございました。富山地方鉄道への支援は、現状を維持するのみの支援ではなく、先ほどの地域交通戦略にありま

すように、サービスの向上により利用増が図られ、自らの地域をよりよくするものである必要があると我々は考えております。

地域交通戦略会議では、市町村と交通事業者などで構成する交通ワンチーム部会——部会が幾つかありましたが、そのうちのひとつが交通ワンチーム部会です——これを常に公開で開催しており、自治体の支援策検討につながる鉄道線に係る情報公開の環境を整えてまいりました。

なお、企業全体での経営指標については、有価証券報告書において、財務諸表のほか、各事業の営業損益、設備投資の変動状況や運輸成績などが公表されております。鉄道会社の鉄道線を持続可能な運営としていくためには、会社全体で黒字だからいいのではないかということでは私はないと思います。他事業の収益に左右されないことが大切だと思ひまして、鉄道線の経営指標の情報公開が必要と私どもは考えております。今月5日の立山線・不二越上滝線分科会では、決算発表時の公表内容よりも詳しい鉄道施設などの維持管理・修繕に係る費用の試算が区間ごとに示されました。

富山県としては引き続き分科会に参加し、富山地方鉄道に対し、経営指標の公開への協力を求めていると考えております。

火爪委員 マスコミなどでいろいろ地鉄が発言をすることに対して、やはりいろいろな反応があるわけで、ぜひ今後も適切にアドバイスをしていただければと思っております。

続いて、交通政策局長に幾つか伺っておきたいと思ひます。

今後、市町村が中心になって、県民サービス向上策について検討が行われることになっております。地鉄に対しては、再構築計画をどうするかも大事です。それと同時に、そうでなくても、あっても、増便やパークアンドライドなど、利用者の利便性向上を図り、負のスパイラルに陥らないよう、計画を積極的に提示するよう求めているいただきたいと思います。

市町村とともに、県がどういう役割を果たしていくのか伺います。

田中交通政策局長 先ほど知事からも答弁申し上げましたが、県の地域交通戦略では、県・市町村の役割ですけれども、交通事業者の経営の範囲を超えるものの、地域が必要と考えるサービスレベルの確保・向上について、投資により実現することとしております。

戦略を策定する過程で開催した部会においては、利便性向上に関しまして、M a a S アプリのデジタルチケットの活用、高山本線の増便運行、パークアンドライド駐車場の整備、また魚津駅の駐輪場や観光案内所の整備などの事例紹介に加えまして、鉄道活性化の優良事例である茨城県のひたちなか海浜鉄道の社長にも参考人として会議に参加いただきまして、丁寧に施策を説明いただいております。

今後3路線において、それぞれ調査が進められていきますが、戦略を策定した立場から県は両分科会に参加しておりまして、投資による利便性向上施策の重要性について助言してまいります。

火爪委員 これからどのような計画を作っていくのか、今すぐ使わないかもしれないけれども、いろいろな議論が必要だと思うわけであります。

人口減少と東京一極集中、モータリゼーションの推進で、公共交通を地方の民間企業にだけ任せるのには、確かに限界があるのだと思います。国の責任は大きいと言わなければなりません。

そこで、地鉄がすぐ廃線を検討するわけではもちろんありません。しかし、近江鉄道や上信電鉄のようにクロスセクター分析を行うことは、どういう整備が望ましいのか、どういう効果があるのかということを県民に具体的に示し、税金で支援をすることの理解を広げることにもなりますし、どういうサービス向上策が必要なのかということを図る上でも大事な指標を提示することにな

と思います。クロスセクター分析をしたらどうかと思います。

また、上下分離、みなし上下分離についても様々なパターンがあり、多方面からの検討が必要だと思います。富山市は、市長の発言を聞いていると、既にみなし上下分離方式を軸に検討するようでありますけれども、みなし上下分離には経営責任が不明確になりがちであるというデメリット、先に奥野議員への答弁にメリット、デメリット、詳しく御紹介がありましたけれども、やはり不安の声が上がっております。

クロスセクター、みなし上下分離などの検討についての交通政策局長の見解を伺います。

田中交通政策局長 今、委員から、鉄道の整備方式についていろいろ御紹介がありました。

みなし上下分離方式、上下分離方式、いろいろ御紹介がありました。みなし上下分離方式のメリットは、この間、奥野議員のときにも答弁申し上げました。また一方で、デメリットについても繰り返し申し上げたいんですが、やはり鉄道インフラのコスト意識が薄れる可能性が大きいので、経費相当額をみなし上下分離の場合は負担すると。一般的には自治体が負担するのですけれども、その部分、経費相当額の「相当」部分がはっきりしないということで、仮に自治体が負担する場合、チェック機能が働くかどうか、負担に歯止めがかかるかどうかといった点が課題として挙げられているわけでありまして。

また、上下分離方式ならいいのではないかという議論もあるのですが、上下分離方式についても、法人を新たに設立するとか、スタッフもそろえるとか。特に技術職のスタッフを新たに確保する必要があると。そういうことで時間、費用を要する点もあるので、ここは委員おっしゃるとおり、慎重に検討する必要があると考えます。

クロスセクター分析の御紹介ありましたが、これは滋賀県の近

江鉄道や群馬県の上信電鉄、それぞれの地域の様々な事情があって、こういうような分析が行われているということです。富山地方鉄道線については、3路線でそれぞれこれまた路線ごとにいろいろな特徴がありますので、今検討を進めているプロセスにありますので、検討状況に応じまして対応を考えたいと思います。

火爪委員 次に、地鉄線とあいの風とやま鉄道の相互乗り入れについてですが、2月議会で蔵堀副知事から、平成29年から令和2年の魚津市の検討結果を示して、難しいというような受け止めの答弁がありました。

しかし、今首都圏では私鉄線での相互乗り入れが盛んに進められておりまして、乗換えなしで行くという点で大変便利になりつつありまして、期待の声は消えないわけであります。特に魚津市周辺は切実な問題を抱えております。

ですので、魚津市の検討の内容を一部拝見しましたがけれども、必要経費については必ずしも明示されていないですし、発言の中であった金額についても内訳は定かではありません。本当にできないのか。県としても、魚津市の意見を聞きながら改めて試算してみてはどうかと思います。局長に伺います。

田中交通政策局長 今、委員からも御紹介ありましたが、魚津市においては、平成29年から令和2年にかけて魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想を策定される際に、専門部会の中で、今、御指摘ありましたが、相互乗り入れの実現可能性について協議されております。

私も部会の資料を見ました。その中では、両線をつなぐために、いわゆる鉄道用語でいうと亘り線という呼び名ですがけれども、それがあいの風とやま鉄道の上下線をまたぐことになる。

今、都市部では乗り入れしているのではないかという話がありましたが、あいの風とやま鉄道は貨物も走行してまして、旅客の間に貨物線も走行している中を、渡っていくという面で言いますと、

やはり報告書で指摘されているとおり、技術面や安全面の課題があると思います。

したがって、試算の話があったのですけれども、やはりこの課題を解決しないと試算は難しいと考えます。

火爪 委員 次に、医療・介護問題について伺いたいと思います。

国が2024年度補正予算で始めた病床数適正化支援事業について伺います。

今回の県の補正予算案の中には、今年7月までに病床を削減した医療機関に対し、1床当たり410万4,000円を支援する予算として、100床分が盛り込まれております。物価高に対応した診療報酬の改定を行わずに、医療機関にとてつもない経営危機、窮地の状況をつくっておいて、その厳しさに乗じてベッド削減を推進する。私は不当なやり方だと考えております。一度削減された病床は、後で簡単には戻せません。コロナ禍の際に、日頃からベッドにゆとりを持たせておくことの必要性は痛感していたはずです。

医療機関への支援は、診療報酬の増額改定や人材確保支援、借入金の返済猶予措置などで行うのが筋だと思います。厚生部長に伺います。

有賀 厚生部長 人口減少など、医療需要の変化にも対応しつつ、医療機関が医療機能を維持し健全に経営していくためには、診療報酬が社会経済情勢に適時適切に対応することが望ましいわけですが、速やかな見直しができる制度とはなっていない現状においては、今回提案している病床数適正化支援事業など、国において緊急的な財政支援を別に実施することも必要であるとは考えております。

診療報酬による対応については、全国知事会において、社会経済情勢に適切に反映した報酬改定を行うこと、また、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に報酬をスライドさせる仕組みの導入、臨時的な報酬改定や緊急的な財政支援を行うことについて、国に

緊急要望したところでございますけれども、先般公表されました骨太の方針2025には、次期報酬改定をはじめとした必要な対応策において、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行うことが盛り込まれたところでございます。

また、人材確保の支援については、国の緊急支援策に対応して、本年2月補正予算で、タスクシフト／シェアによる業務効率化や賃上げ、ICT機器等の導入に取り組む医療機関への補助を開始するとともに、本年度は、長時間労働医師のいる医療機関へ医師派遣を行う医療機関の運営に対して支援を行うこととしております。

県としては、引き続き全国知事会とも連携しながら働きかけを行うとともに、国の緊急支援策を積極的に活用して、地域において必要な医療の提供に支障を来すことがないように支援に努めてまいります。

火爪委員 いろいろお答えいただきましたけれども、緊急に必要な支援策が示されていないわけであります。速やかな見直しが期待できないなどと言っていないで、もっと頑張って働きかけていただきたいと思います。

そこで、望ましくない支援事業だと思っているのですが、今回100床分の予算枠に対して、申請は506床分あると。それほど医療機関の経営難や人手不足は深刻だということだと思いのです。

示しておきながら、百床分しか予算化していない。100床分は、支援対象はどうやって選定するのでしょうか。残った医療機関をどう支援をするのか伺いたいと思います。

有賀厚生部長 病床数適正化支援事業は、人口減少など医療需要の急激な変化に対応し、病床数の適正化を進める医療機関を支援するというもので、入院医療を継続していただくことが目標でございます。

本県では、委員おっしゃったとおり、17医療機関から合計506床分提案ございまして、国からの配分枠が100床分、4億1,040万円にとどまったものでございます。

まず、各医療機関への配分については、一般会計の繰入れがない医療機関であるところ、そして経常赤字であること、そして病床削減済みであるということ等、一応国から考え方を示されておりますので、まずそれに基づいて、今回については公立病院及び国立大学法人以外の医療機関に配分する予定としております。

また、国からは、今、第2次の内示についても検討中だと伺っております。国の取組に的確に対応して、速やかに県内医療機関へ支援できるように努めてまいります。

火爪委員 第2次、6月中旬と言われたのに、いまだにきていないと聞きました。医療機関に対する支援について、しっかり考えていただきたいと思います。

次です。精神または身体に重度の障害があり、日常的に常時、特別な介護が必要な20歳以上の人に、月2万9,590円が支給される特別障害者手当の周知を求めてきました。

例えば、今年度の要介護度4、5の方は県内で1万4,253人、4、5の中で、全部重なるかどうか分からないのですが、特養入所者が今年、年初の数字で3,759人といただきまして、差引きするとおよそ1万人が制度を周知する対象と見ていいのではないかと考えています。

先月の我が党の県予算要望の際に、取り組んでいる皆さんから、施設に入所されたら全て対象外などの不理解、誤解が市の窓口にあることや、医師やケアマネがこのことについてきちんと知らないということだとか、介護認定の際に制度の説明がきちんとされる必要があるのではないかなど、意見が上がっておりました。

現在の認定状況と併せて今後どう取り組んでいくのか、部長に伺います。

有賀厚生部長 特別障害者手当は、今、御紹介いただいたとおり特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて支給される国の制度でございまして、重度の障害の状態にあつて日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方がその対象となっております。手当の認定については、障害者手帳の有無にかかわらず、国が示す認定基準により医師の診断書に基づき判断されるということになっており、御紹介がありましたけれども、例えば障害者総合支援法に基づく施設入所者自体は対象にならないのですが、在宅やグループホームで生活する高齢者も支給対象となる場合がございます。

令和6年度末の県内の特別障害者手当受給者は827名で、令和4年度以降は一応増加が続いておりまして、令和3年度末に比べると102名増加しているところでございます。

この制度の受付窓口は市町村でございまして、各市町村において、ホームページ、広報紙、障害者福祉制度をまとめた冊子等で、制度に関する情報を掲載しているということのほか、障害者手帳交付時には窓口で制度の案内や説明を行っているということです。

また、一部市町村では、障害者手帳を持たない高齢者の受給も想定して、介護施設関係者向け研修会等を行って、周知を行っているということです。

県としては、毎年度実施している市町村担当者向け研修会において、改めて支給要件については詳しく説明するとともに、周知事例の共有や市町村介護担当窓口での周知依頼をこれから行うこととしております。

確かにちょっと複雑というか難しいところもございますが、今後とも市町村と連携しながら、様々な機会を捉えまして、医療機関や介護の施設の周知できるように取り組んでまいります。

火爪委員 改めて周知をしていただくということで、よろしく願いいたします。

先ほど申し述べましたように、ざっと広く見れば1万人に説明をして、その中で認定をしていくということだと思います。私は、14年前にもこの質問をしておりまして、制度について厚労省から通知が来た直後だったのですが、そのときに200人だったのが1年間で468人になっているので、伸びの具合が激しく鈍化していると。複雑な制度を、医師にも、ケアマネにも、きちんと周知していただくという答弁をいただきましたので、ぜひ期待をしておきたいと思います。ありがとうございました。

それでは最後に、こどもの権利条例（仮称）について伺ってきたいと思います。

こどもの権利に関する条例の素案の19条、20条の権利侵害に対する救済機関については、先日、本会議で質問もありました。これは、埼玉県など先行する自治体があるのですが、つくっても救済実績がないという県もあるようです。私は、相談機能が一つの鍵かなと思いながらこの間の経験を聞いておりました。

日本弁護士連合会子どもの人権委員会に参加する弁護士さんたちがいろいろな報告レポートを書いておられるわけですが、それを読みますと、相談機能はやはり重要だと。児童相談所や教育相談センターとは別の独立した知事直轄の相談窓口が必要だと述べておられます。

県内自治体で先行して条例制定に関わった元首長さんからも、救済機関と書いてあるけれども、相談・救済機関とすべきではないかという御意見も頂いています。

いずれにしろ相談機能が鍵だということだと思うんです。

それで、いい事例がないかと思っていろいろ探してありましたら、今年4月に滋賀県が新たに条例をつくっております。その滋賀県の条例は、11条で「何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談の申出をすることができる」と明確に規定をしております。県の条例案にはありません。

そして、滋賀県に問合せをしてみましたら、そう書いたので、知事直轄の心の電話を設置し、そこに会計年度任用職員を配置していると。そして、知事への手紙にも取り組んでいるということでありました。普通の相談センターとは区別して、知事直轄の独立した相談窓口をつくっているということでもあります。

県の場合、どう取り組もうとしているのか、こども家庭支援監に伺いたいと思います。

川西 こども家庭支援監 相談・救済機関が大事、独自の相談窓口が大事であるという御指摘かと思います。

子供や保護者等が権利侵害を感じる悩みとしましては、いじめや不登校、ひきこもり、いろいろなものがございます。そうした悩みには、権利侵害が原因のものとそうでないものとが混在していると考えてございまして、子供や保護者等があらかじめ権利侵害を専門とする相談窓口を選び取るということは、實際上困難な場合があるのではないかと考えております。

このため、まず、権利侵害も含めた様々な悩みに対応できる、総合的な窓口にご相談いただき、そこで多様な専門家が丁寧にお話をお聞きして、適切な組織や機関につなぐことが有効だと考えております。この考えは、先ほど委員御紹介もありました、日弁連の包括的な相談機関の設置を求める意見の趣旨にも沿うものと考えております。

今年4月に開設しました富山県こども総合サポートプラザでは、県内の子供に関する4つの相談機関を集約し、各相談機関が連携をして、子供の様々な悩みにワンストップで対応しているところでございます。

このサポートプラザをこども支援委員会、仮称でございすけれども、これと連携させて、子供に寄り添ったきめ細かい相談支援を行っていきたいと考えておりまして、運用状況等踏まえまして、連携の在り方や役割分担等について丁寧に検討を進めてまい

ります。

火爪委員 もう少しこの問題についてですが、サポートプラザのホームページを開くと、相談窓口が4つになってますよね。児童相談所はいじめなど子供に関わること、教育相談、そして警察など4つ書いてあるわけです。そこに子供の権利に関わる相談が行くこともあるでしょう。けれども、それとは別に、知事直轄の相談窓口を、別に県庁でなくて、サポートプラザの中においてもいいんですよ。要するに、子供の権利侵害が疑われる場合に、滋賀県がしているような知事直轄のこの窓口相談をする、権利侵害かどうか分からないんだけど、ちょっとこれはひどいなというときに。

例えば、私たち学童保育所をしてますけれども、学校の中で、たたかれたとか、学校がちゃんと対応しないとか、いろいろあると思うんです。

子供が相談するだけではなくて、一緒にいる保護者や支援している大人が、これは子供の権利の問題だなと思ったときに、児童相談所や教育センターではなくて、やはり知事直轄の、滋賀県がしているような心の電話とか、知事への手紙だとか、そういう窓口が1個、別個に必要。そして、そこに相談が行ったときに、サポートプラザにあるような他の4つの窓口につないで、解決することもある。そういう関係ですよ。

だから、条例に基づく救済機関、相談・救済機関と名前を変えるかどうかは別として、知事直轄の独立した相談機関——教育委員会に遠慮しなくてもいい——が児童相談所の限界性を超えて、一旦相談を引き受けて。それが児相の話でもいい、教育委員会を変えろという話でもいい。教育委員会にこういうことを変えてほしいと調整する。そういうことができるようなツールが必要だと関係者からはいろいろ寄せられています。ぜひ検討をしていただきたいと、安易に決めないで、お願いをしたいと思っています。

次に移ります。

この間、子供の意見を聞くワークショップや意見聴取が様々に行われてきました。私も記録を読ませていただきました。いい意見がいっぱいありました。「ああ、そう思うのか」と思いながら聞きました。でも、これに大人がどう答えるのかが出てこない。聞きっ放しという印象です。

こどもの権利条例というのは、子供たちにとっても大事だけれども、「子供のくせに」と言ってしまうたり、「権利ばかり言うな、子供のくせに」というような、大人社会が変わらなければいけない、その大事なよりどころになるわけでありますから、大人と大人社会が子供たちのこの声にどう答え、どんな条例が必要なのか、一緒に議論をする場が必要だと思います。

国連子どもの権利委員会から、日本の過度な競争教育が子供の心と体を傷つけていると厳しく指摘をされています。大人社会がこの条例を学び、大人社会が変わることが大事だと思います。

改めて、条例案について、子供と保護者、教員、弁護士、関係団体など、大人が共に議論する場が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

山崎副委員長 答弁を簡潔に願います。

川西こども家庭支援監 委員御指摘のとおり、この条例の肝は、大人にいかに意識を変えていただくかということだと考えております。

今、検討しております素案でも、子供の意見を聞きその意見を尊重することや、子供が意見を言いやすい雰囲気を整えることについて明記をしております。こうした考えを条例制定の過程から、子供に関わる大人を中心に普及啓発していくこと、これが極めて大事だと考えております。

このため、8月23日にこども家庭庁と共催で、こどもまんなか社会をテーマにしましたシンポジウムを開催することにしており

まして、子供をはじめ保護者などシンポジウムの参加者に、子供の意見の尊重、それから子供の意見を言いやすい雰囲気への配慮、こういったことが重要であるということを普及啓発してまいりたいと考えております。

また、子供と大人と一緒に意見を出し合う場としましては、8月に知事との意見表明交流会を県内3か所で開催を予定しております。出し合った意見は条例案に反映させることとしておりまして、子供の声にしっかり耳を傾け寄り添うとともに、子供の意見が施策に反映される社会となるよう条例案を取りまとめてまいりたいと思っております。

火爪委員 ありがとうございます。終わります。

山崎副委員長 火爪委員の質疑は以上で終了しました。